特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 22 | 福祉手当等に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、福祉手当等に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和7年6月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | |
|----------------------|---|--|--|--|--|
| ①事務の名称 | 福祉手当等に関する事務 | | | | |
| ②事務の概要 | 当該事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」、「特別児童扶養手当」、及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の「経過的福祉手当」に関する認定・支給等の事務である。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 障害児福祉手当、特別障害者手当の認定等の申請の受理、審査② 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当に関する届出の受理、審査③ 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手の支給に関する事務④ 特別児童扶養手当の認定等の申請の受理、審査、栃木県への進達⑤ 特別児童扶養手当に関する届出の受理、審査、栃木県への進達 | | | | |
| ③システムの名称 | 手当支給システム、SWAN(宛名)システム、統合宛名システム、中間サーバー | | | | |

2. 特定個人情報ファイル名

手当情報ファイル 支給停止情報ファイル 所得状況ファイル 支給ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当に関する事務】
・番号法第9条第1項 別表第一 47項
・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第38条
【特別児童扶養手当に関する事務】
・番号法第9条第1項 別表第一 46項
・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条

/記hロサン

・番号法第19条第7号 別表第二 66項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律別表第二の主務省令

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | | <選択肢> |
|---------|---|--|
| ①実施の有無 | 「実施する] | 1) 実施する |
| | | 2) 実施しない |
| | | 3) 未定 |
| | ・番号法第19条第7号別表 ・行政手続きにおける特定 令で定める事務及び情報を 44条、第55条の3、第59条の | 章害者手当、経過的福祉手当事務に関する事務】 第第二 9項、12項、15項、19項、26項、56項の2、87項、110項、119項 2の個人を識別するための番号の利用等の関する法律別表第二の主務 省 定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第 03 する事務については、情報提供ネットワークシステムによる情報連携での情 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号別表 ・行政手続きにおける特定 | 章害者手当、経過的福祉手当に関する事務】 5別表第二 67項、68項、69項、85項 5の個人を識別するための番号の利用等の関する法律別表第二の主務省令 6める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2 する事務】 |

で定める事務及び情報を定める命令第37条

5. 評価実施機関における担当部署

| (小司)者 | 体性角性が呼ぶられ |
|----------------|--------------------------------|
| ②所属長の役職名 | 障がい福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 訂正-利用停止請求 |
| 請求先 | 総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138 |
| 8. 特定個人情報ファイルの | の取扱いに関する問合せ |
| 連絡先 | 保健福祉部障がい福祉課障がい医療係 0289-63-2127 |
| 9. 規則第9条第2項の適別 | 用 []適用した |
| 適用した理由 | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | |
|------------------|---------------------------------|--------------------|----------|---|--------------------|-----------|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1,000人未満(任意実施)] | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | いつ時点の計数か | 令和7年 | E6月9日 時点 | | | |
| 2. 取扱者 | 数 | | | | | |
| 特定個人情報 | 暇ファイル取扱者数は500人以上か | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年6月9日 時点 | | | | |
| 3. 重大事 | 3. 重大事故 | | | | | |
| | Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | |
|---|--------------------------|----------|--|----------|--|--|
| | 項目評価書] 施機関については、それぞれ | .重点項目評価: | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点 3) 基礎項目評価書及び全項 書又は全項目評価書において、リスク対策 | 頁目評価書 | | |
| 211 CU 30 | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(| 情報提供ネットワークシス | テムを通じた | 入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いの委託 | | []委 | 託しない | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [十分である | J | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 云(委託や情報提供ネットワ− | ークシステムをご | 通じた提供を除く。) [] 提 | 慢供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [十分である | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接 | 続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | | |
|-------------------------------------|--------------|---------|--|--|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 8. 人手を介在させる作業 | | | []人手を介在させる作業はない | | | |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | [十分である | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 判断の根拠 | ステムにより誤記載の確認 | を行っている。 | イナンバーの提示により行うこととしており、また、統合宛名シ そのため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | | | |

| 9. 監査 | |
|------------------|---|
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育 | · <mark>啓発</mark> |
| 従業者に対する教育・啓発 | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと | 考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報の入手は、対象者からのマイナンバーの提示により行うこととしており、また、統合宛名システムにより誤記載の確認を行っている。そのため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|----------------------------------|--|---|------|-----------|
| 平成29年6月20日 | I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 | 障がい福祉課長 小林和弘 | 障がい福祉課長 田野井秀雄 | 事後 | |
| 平成29年6月20日 | Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か | 平成26年4月1日 | 平成29年6月20日 | 事後 | |
| 平成29年6月20日 | Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か | 平成26年4月1日 | 平成29年6月20日 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | 評価書名 | 国手当支給に関する事務 | 福祉手当等に関する事務 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 | 鹿沼市は、国手当支給に関する事務について、 特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個 人のプライバシー等の権利利益に影響を与え 得る特定個人情報の漏えい、その他の事態を 発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽 減するための適切な措置を講じたうえで、個人 のプライバシー等の権利利益の保護に取り組 んでいることを宣言する。 | 鹿沼市は、特別障害者手当等の福祉手当及び 特別児童扶養手当に関する事務について、特 定個人情報ファイルを取り扱いう際に生じる個 人のプライバシー等の権利利益に影響を与え 得る特定個人情報の漏えい、その他の事態を 発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽 減するための適切な措置を講じたうえで、個人 のプライバシー等の権利利益の保護に取り組 んでいることを宣言する。 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | I 1①事務の名称 | 国手当支給に関する事務 | 福祉手当等に関する事務 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------|--|--|------|-----------|
| 平成31年3月22日 | I 1②事務の概要 | る障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又 は国民年金法等の一部を改正する法律に則り | 当該事務は、特別児童扶養手当等の支給に 関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく 「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」、「特別 児童扶養手当」、及び国民年金法等の一部を改 正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97 条第1項の「経過的福祉手当」に関する認定・支 給等の事務である。 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下、「番号 法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以 下の事務で取り扱う。 ① 障害児福祉手当、特別障害者手当の認定 等の申請の受理、審査 ② 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過 的福祉手当に関する届出の受理、審査 ③ 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過 的福祉手の支給に関する事務 ④ 特別児童扶養手当の認定等の申請の受理、審査、栃木県への進達 ⑤ 特別児童扶養手当に関する届出の受理、審査、栃木県への進達 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | I 3法律上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一 第47項 | 【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当に関する事務】 ・番号法第9条第1項 別表第一 47項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第38条 【特別児童扶養手当に関する事務】 ・番号法第9条第1項 別表第一 46項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|----------------------------------|--|------|-----------|
| 平成31年3月22日 | I 4②法令上の根拠 | 番号法第19条7号、別表第二の67、68、69、85 の項 | ■情報提供の根拠 【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的・番号法第19条第7号別表第二 9項、12項、15項、19項、26項、56項の2、87項、110項、119項・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律別表める命令第8条、第10条の2、第13条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3(特開報程、100年の表表の3、第59条の3(特開報程、100年の表表の3、第59条の3(特別とは、情報とは、特別には、100年の表表の3、第59条の3(特別とは、100年の表表の3、第59条の3(特別とは、100年の表表の3、第59条の3(特別とは、100年の表表の3、第59条の3(特別を第19条第7号別表第二 67項、68項、69項、69項、69項、69項、69項、69項、69項、69項、69項、69 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | I 5①部署 | 保健福祉部障がい福祉課障がい医療係 | 鹿沼市保健福祉部障がい福祉課 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | I 5②所属長の役職名 | 障がい福祉課長 田野井秀雄 | 障がい福祉課長 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か | 平成29年6月20日 | 平成31年2月1日 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | II しきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か | 平成29年6月20日 | 平成31年2月1日 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | Ⅳリスク対策 | (なし) | (項目を追加) | 事後 | |
| 令和2年7月30日 | Ⅰ 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先 | 総務部総務課総務係 0289-63-2138 | 総務部総合政策課総務係 0289-63-2138 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|---|------|-----------|
| 令和2年7月15日 | Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か | 平成31年2月1日 時点 | 令和2年7月15日 時点 | 事後 | |
| 令和2年7月15日 | II しきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か | 平成31年2月1日 時点 | 令和2年7月15日 時点 | 事後 | |
| 令和3年10月30日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等の関する法律別表第二の 主務 省令で定める事務及び情報を定める命 令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条 の3 (特別児童扶養手当に関する事務について は、情報提供ネットワークシステムによる情報 連携での情報提供は実施しない。) ■情報照会の根拠 【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的 福番男児福祉手当、特別障害者手当、経過的 ・番号法第19条第7号別表別表第二 67項、 68項、69項、85項 ・行政番号の利用等の関する法律別する 定める審号の利用等の関する法律別する 第38条、第38条の2、第43条の3の2 【特別児童扶養手当に関する事務】 ・番号法第19条第7号 別表第二 66項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等の関する法律別表第二の | ■情報提供の根拠 【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当事務に関する事務】 ・番号法第19条第8号別表第二 9項、12項、15項、19項、26項、56項の2、87項、110項、119項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律別表める令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 (特別見童扶養手当に関する事務については、情報の情報提供は実施しない。) ■情報照会の根拠 【韓書子当、経過的福祉手当、経過的福祉手当、第19条第8号別表別表第二 67項、68項、69項続きにおける特定の個法律別するある合第38条、第38条の2、第43条の3の2 【特別見言に第19条第の別及び情報を定める令第38条、第38条の2、第43条の3の2 【特別見言に第19条第30名(1)・番号で定める事務との3の2(1)を識別する方式を第38条の2、第43条の3の2(1)を調別する方式を第38条の3の2(1)を調別する方式を第38条の3の2(1)を調別する方式を第38条の3の2(1)を調別する方式を第38条の3の2(1)を調別する方式を第33条。第4章を定める事務及び情報を定める命令第37条 | 事後 | |
| 令和3年10月30日 | I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先 | 総務部総合政策課総務係 0289-63-2138 | 総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138 | 事後 | |
| | II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か | 令和2年7月15日 時点 | 令和3年10月30日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------------------------|---------------|---|------|-----------|
| | II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か | 令和2年7月15日 時点 | 令和3年10月30日 時点 | 事後 | |
| | II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か | 令和3年10月30日 時点 | 令和5年11月1日 時点 | 事後 | |
| | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年10月30日 時点 | 令和5年11月1日 時点 | 事後 | |
| | II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か | 令和5年11月1日 時点 | 令和6年11月1日 時点 | 事後 | |
| | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年11月1日 時点 | 令和6年11月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年11月26日 | Ⅳ 8人手を介在させる作業 | - | 十分である 特定個人情報の入手は、対象者からのマイナンバーの提示により行うこととしており、また、統合宛名システムにより誤記載の確認を行っている。そのため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 事後 | |
| 令和6年11月26日 | IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策 | _ | 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 特定個人情報の入手は、対象者からのマイナンバーの提示により行うこととしており、また、統合宛名システムにより誤記載の確認を行っている。そのため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|------------------------------------|--------------|-------------|------|-----------|
| 令和7年6月9日 | II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か | 令和6年11月1日 時点 | 令和7年6月9日 時点 | 事後 | |
| 令和7年6月9日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和6年11月1日 時点 | 令和7年6月9日 時点 | 事後 | |